平成 19 年 2 月 20 日

リース会計専門委員会
公開草案に対するコメントの分析

1. コメント提出者一覧

- 計 67 通
- 団体等＝53 社（うちリース会社 38 社)、個人 14 名

2. コメント対応の日程

2 月 14 日	第 29 回専門委員会	コメントの分析及び審議（第一回）
2 月 20 日	第 123 回委員会	
2 月 27 日	第 30 回専門委員会	コメントの分析及び審議（第二回）
3 月 6 日	第 124 回委員会	
3 月 7 日	第 31 回専門委員会	コメントの分析及び審議（第三回）
3 月 13 日	第 32 回専門委員会	コメントの分析及び審議（第四回）
3 月 23 日	第 125 回委員会	

3. 主なコメントと対応

公開草案公表まで、賃貸借に準じた処理の廃止及び適用時期については、委員会で審議してきたことを踏まえ、公開草案へのコメント対応についても、賃貸借に準じた処理の廃止及び適用時期については、専門委員会では意見の聴取のみ行い、審議は委員会ですることとしている。以下の対応案でどうか。

(1)賃貸借に準じた処理の廃止に関する事項

	コメントの内容	対応案
1) 議論の進め方	• 試案に対して 151 件のコメントが提出され、そのほとんどがその内容ないし現行基準の見直しに対する反対意見であったが、その後短期間内にどのような審議が行われたか説明はなく、試案と同じ内容のものが、適用期日を定めて公開草案とされたことは遺憾である。企業会計基準委員会では、審議のための時間は極めて短時間しか取られておらず、ほとん	専門委員会で 7 回、委員会で 5 回審議を行っており、試案のコメントの分析は十分に行っていると考える。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	ど実質的な審議が行われた形跡が伺えず、不透明な決定・公開プロセスと言わざるを得ない。	
2) 実質は賃貸借	• わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、賃貸借を中核とし、サービスやファイナンスなどの要素を包含した複合取引であり、その経済的実質は売買引とは明らかに異なる。	先の意見を踏まえた上で、4 年超審議を続けた結果、売買に準じた処理に統一することとしており、公開草案までの審議で十分検討済みと考えられる。
3) 基準改定の理由	• 「原則法がまったく採用されないのは異常であって是正が必要」と言われているが、公開草案の会計処理の中身は、そもそも実行可能性に乏しいが故に一本化されなかった「売買に準じた処理」にほとんど手を加えない内容となっている。	同様に、現在の基準時の策定過程を十分踏まえた上で、4 年超審議を続けた結果と考えられる。
4) 法的側面の重視	• 確定決算主義のもと、取引の法形式を全く無視した会計基準に基づく会計処理は問題である。公開草案は法形式はもちろん、40 年にわたる所有権移転外ファイナンス・リース取引の商慣習を殆ど無視するものと思われ、商法第一条第二項の「商事に関し、この法律に定めのない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる」との規定に反するものと思われる。今回の公開草案による会計基準の改正が行われるとすれば、商法上の重要な問題を惹起すると判断する。 • 何ら立法措置をとられることなく、リース契約等の法律形式と乖離した会計基準を関係者に強要することは、商法上も会社法上も許されず、ひいては憲法第 41 条で定めるわが国の唯一の立法機関である国会でもない民間機関たる一委員会が設定した会計基準によって取引行為を事実上一元的に規制することは、法治主義にも反するものと解さざるを得ない。	会計基準は、情報開示の観点から、経済実態を踏まえ定めているものであり、必ずしも法形式と同様になるとは限らないと考えられる。
5)	• わが国リース会計基準のもとでは、賃貸借処	注記があるにせよ、重要な債務

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

十分な注記がある。	理の場合でも詳細な注記が行われ、十分な情報開示がなされていることから、財務内容の開示、透明性の観点から特段の問題はない。	が貸借対照表に計上されていないのではないか、ということが、委員会の問題意識であり、公開草案の提案を行っている。
6) 事務負担の増加	• 利息法の採用など試案の方法では、煩雑な会計処理となる。また、会計処理と税務処理が異なると、業務量が増加する。 • ユーザーにとっては、オフバランス化で ROA 向上による財務内容の良化、経理処理の簡素化が、リースを利用する要因に含まれるが、これらのリース採用メリットがなくなる。 • 保険・固定資産税・保守等の煩雑な業務のアウトソーシング化などのメリットが喪失される。	事務負担の増加については、売買に準じた会計処理を適用する上で、配慮を行っている（リース取引に重要性のない会社、少額リース資産、初年度の取扱い等）。
7) コンバージェンスとの関係	• リース会計における「コンバージェンス」が曖昧であり、リース会計基準についてもどこまでがコンバージェンスであるか議論されないままに、会計基準変更の理由として、「コンバージェンスへの寄与」など安易に掲げるべきではない。 • 結論の背景にふれられているように、IASB と FASB は、リース会計の改正の改正の共同プロジェクトを立ち上げおり、この時期にの国際基準に合わせる必然性はない。短期間のうちに二度の基準改正がなされ、実務が混乱するおそれがある。	細目まですべて合わせる必要はないと考えている。 IASB の今後の議論に参画し意見発信を行っていく上でも、最低限の対応を図っておく必要があると考える。 IASB での検討内容は難しいテーマであり、結論に至るまで相当の期間がかかると予想され、その議論の結論を待つことは適当ではないと考える。
8) 取引に与える影響	• 賃貸借処理を廃止すれば、リース取引の減退を通じて、日本経済にも甚大な影響を及ぼすことになる。 • リース業界始まって以来の大幅な変更は、貸し手側、借り手側に多大な混乱と事務負担を課すだけであり、これに対する経済的価値の創造は何ら見えてこない	左記のコメントを踏まえた上で、公開草案の内容の提案を行っている。る
9) 税制との関係	• 「試案」を受けて、平成 19 年度税制改正大綱においてリース取引に関する税制面の整備を行うことが明記され、所有権移転外ファイナンス・	税務処理に関しては、当委員会はコメントする立場になく、情報開示の観点からで、公開草案の内

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	リース取引については、税務上「売買取引とみなす」取扱いがなされることとなった。所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理にを変更した場合、確定決算主義のもとで税法上も同様の取扱いとなると強い懸念を表明してきたが、この懸念がまさに現実のものとなったのである。国際的な動向をも勘案すると、この時期にリース会計基準を改正することは誤りであると考える。	容としている。

(2)適用時期に関する事項

	コメントの内容	対応案
10)	• システム変更については、借手・貸手ともに全面的な見直しが必要となるが、これらの会計税務の取扱いの詳細が明らかにならない限り、着手することができない。会計基準の適用時期は、実務で対応可能な取扱いの詳細、監査上の取扱い、税務上の取扱いが明らかになったうえで決定すべきであり、システム変更に要する期間をも勘案すれば、最低でも 1 年延期が必要である（このほか、2 年延期の意見、3 年以上延期の意見あり）。 • 基準（案）42 項に記載の通り、「システム改訂に相応の時間を要するケースがあること、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度は他の制度及び会計基準の適用が重なることから、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度での適用が困難である場合も想定され、それらに対応する定めを設けるべき」である。	資料参照。

(3)試案に対する個別項目に対する主なコメント（専門委員会での検討）

主なコメント		専門委員会での事務局案等
範囲		
11)	「ファイナンス・リース取引のうち、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれ	リース取引は、種々の形式をとり、すべての取引について、適用指針の対象にする

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	ていないリース取引及び不動産リース取引を取り扱う」（第 3 条）とし、「通常の保守等以外の役務提供が含まれているリース取引は適用指針の対象としてない」（第 82 項）、「リース料が変動するリース取引など特殊なリース取引については取り扱っていない」（第 83 項）としているが、これらのリース取引の取扱いについても明確にする必要がある。	ことは不可能であり、重要と考えられる取引を対象にしている。
12)	ソフトウェアのファイナンス・リース取引に対する分類基準を明確にすべきである。	次回の専門委員会で検討する。
ファイナンス・リース取引の判定基準		
13)	「概ね 90 パーセント以上」「概ね 75 パーセント以上」という定量基準が規定されているが、拡大解釈され、保守的にファイナンス・リースと判断する方向に導かれる懸念がある。実務上の判断を明確にする上でも、本記載は「概ね」を削除し、恣意性の無い判断により運用されるべきであると考える。	数値基準の弊害を少なくするために、旧実務指針で概ねされたものであり、現状で変更する理由はないと考える。合理的に概ねを判断することは、恣意性とは異なると思われる。
14)	維持管理費用相当額は、リース料総額に占める割合に重要性が乏しい場合、これをリース料総額から控除しないことができるとしているが、「重要性が乏しい場合」の判定基準を明確にすべきである。	現状の取扱いを変えるものではなく、また、数値基準を設けることのデメリットもあるため設定しない。
不動産のリース取引		
15)	・土地建物が一体となっている場合に、土地に重要性がない場合には、一体として現在価値基準を適用できるようにすべきである。 ・セール・アンド・リースバック取引以外で土地の賃借料が判別可能な場合では、土地と建物を区分せずに現在価値基準の判定	次回の専門委員会で検討する。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	ができるとされるが、原則的に区分するとの取扱いが有名無実化する懸念がある。	
ファイナンス・リース取引の会計処理（全体）		
16)	利息相当額について、重要性の有無にかかわらずリース取引の複合的な性格を考慮し、借手及び貸手双方において定額法の配分を認めるべきである。	試案審議段階、公開草案審議段階で十分時間をかけた結果であり、特に新たに検討すべき論点はないと考えられ、左記意見は採用しない。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理－借手		
17)	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定すべきである。	基準36項に記載のとおりであり、減価償却方法全体の議論と関係するため、公開草案どおりとする。
18)	<u>有形無形固定資産比率 10%基準について</u> 各期の状況により10%以上又は10%未満に入れ替わりが生ずる場合が想定されるが、変更の処理の設例を設けて欲しい。また、10%を超えた場合、既往の簡便法を採用している取引は、そのまま継続処理できると考えるが、その取扱いが明確に示されていない。	適用指針で明示することを検討する。
19) 試案31項、32項	<u>300万円基準について</u> ➢ 「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」の判定基準を明確にすべきである。 ➢ 契約単位ではなく、物件単位での判定も認めて欲しい。	個々の会社で異なり、画一的には定められない。 300万円の設定が、契約単位のデータをもとにしているため、物件単位にする場合、300万円基準の見直しも必要になり、左記意見は採用しない。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理－貸手		
20)	リース取引を主たる事業としている場合でも、中小企業の場合には、定額的収益計上を認めるべきである。	中小企業でも、連結子会社の場合には、本基準が適用される。それ以外の、中小企業の取扱いについては、中小指針で検討されることが想定されている。
21)	リース投資資産の評価（引当金の計上を含	次回の専門委員会で検討する。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	む）に対する考え方を示す必要がある。	
セール・アンド・リースバック取引		
22)	転リースの取扱いについては、重要性があるため、明示すべきである。	次回の専門委員会で検討する。
注記		
23)	オペレーティング・リース取引の注記に関連して、リース期間の一部が解約不能の場合の取扱いを明示すべきである。	現状の基準では読みづらいが、注記が必要と考えられ、明示する。
適用初年度の取扱い		
24)	第 75 項、第 78 項で、既存契約分について簡便的取扱いを定めているが、その場合、原則的な取扱いとの差に重要性がある場合に注記を求めており、簡便法の意味が薄れる。	重要性の基準値を明示して、過度な実務負担にならないようにすることを検討する。
25)	リース取引を主たる事業としている企業についても、既存契約分の注記処理を認めるべきである。	結論の背景 125 項に記載のとおり、変更前後で表示の乖離が大きいため、重要性がある場合は、賃貸借処理は容認できないと考える。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。